

平成 28 年度 第 10 回江津市農業委員会総会

日時：平成 29 年 1 月 20 日(金) 午前 9 時 30 分～

場所：島根県石見地域地場産業振興センター 1 階会議室

○ 出席委員（20 名）

1 番深野政勝 2 番崎谷靖徳 3 番佐々木康規  
5 番佐々木要 6 番原田和徳 7 番河村博幸  
8 番佐々木敏行 9 番多田正哉 10 番井上清澄  
11 番富金原義則 12 番植田勇治 13 番山田博  
14 番益田孝雄 16 番二本木俊二 17 番仲津和法  
18 番高畑昌吉 19 番嘉戸晋太郎 20 番田代和秋  
21 番流理森 22 番湯浅憲昭

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事西谷公巳夫

係長浜松宏之

○ 午前 9 時 30 分 農業委員会総会 開議

局 長 ご案内の時間になりましたので、ただ今から平成 28 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を開会いたします。会長に挨拶の後、議事進行をよろしく願います。

会 長 皆さん、今年 1 月最初の総会で遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。先週の土曜から日曜にかけては、多く雪が降りまして皆さんお困りだったと思いますけれど、被害の方はそれほどではなかったように思います。また、今日が大寒で週末にかけて雪が心配ですが、それにも負けずに頑張っていきたいと思います。

それでは、ただ今より平成 28 年度、第 10 回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、佐々木英夫委員と柳原委員から欠席の報告がありましたので、出席委員は 20 名であります。従いまして、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第 1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思い

ますがご異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 異議なしと認め、私から指名させて頂きます。11 番 富金原義則委員、12 番 植田勇治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第 18 条第 6 項

会 長 次に、日程第 2、報告第 1 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 2 ページをご覧ください。18 条第 6 項の届出です。場所は後地町 2173 番、登記簿現況ともに畑です。面積は 2,520 m<sup>2</sup>ございます。賃貸人は●●●●さん、後地町 1846 番地の方です。賃借人は●●●●さん、桜江町 谷住郷 963 番地の方です。解約の届出は平成 29 年 1 月 10 日で、同じく解約の成立も 1 月 10 日。引き渡し時期は 1 月 20 日という事で、合意解約の届出がありましたので報告いたします。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようであります。この件については、報告でありますので、ご了承をお願いいたします。

農地法 第 5 条

《 二宮町神主 》

会 長 日程第 3、議案第 1 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 及び 2 について」は、譲受人及び譲渡人が同一であり、申請場所も近隣でありますので、一括議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告をいたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案書は 3 ページをご覧ください。場所の方は位置図の 1 ページをご覧ください。場所は二宮町神主イ 504 番、登記簿現況ともに畑です。面積は 386 m<sup>2</sup> ございます。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●、●●●●会社員の方です。譲受人は●●●●さんです。転用目的は、建売住宅を建てたいという事でございます。転用理由も同じく建売住宅を建築して販売するという事でございます。申請人は●●●●さんで、対価は 10 a あたり●●●●千円です。

担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 29 年 8 月末日までという事です。次に 2 番目をご覧ください。場所は二宮町神主 1878 番 1、登記簿現況ともに畑です。面積は 142 m<sup>2</sup>でございます。権利は所有権の移転です。譲渡人は●●●●さん。譲受人も先程と同じ●●●●です。転用目的も建売住宅で、転用理由も同じでございます。申請人は●●●●、対価は 10a あたり ●●●●千円です。担当委員は深野委員で、工期は許可のあった日から平成 29 年 8 月末日までという事でございます。立地基準、一般基準に照らし合わせてみましたが、特に問題はございませんでした。以上でございます。

会 長 それでは、私の方から調査結果の報告をいたします。まずは、位置図の方を見て頂きますと、地図には載っていませんが、左側の枠に沿って下から上の方に江津皆井田線が走っております。それから別れて、那賀東部広域農道が左の中間あたりから有福に抜ける道があります。その別れた所から少し行った所に二宮交流館、今はコミュニティーセンターという建物があります。そこを、右側に寄った辺りに、二つに分かれて該当地があります。元々この土地は、50 年位前に●●●が住んでおられましたが、代が代わりまして息子から孫に代わったのだと思います。この二つの土地を●●●に譲って、●●●●が建売住宅をするという事です。ここの場所につきましては、既に周りには住宅が建っておりまして、農業に大きく影響を与えるという状況ではありませんので、ここへ住宅を建てるという事は、特に支障は無いのではないかと思います。以上でございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

ただ今、説明及び調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

22番委員 事務局にお聞きしますが、場所としては同じような場所ですが、単価に大きな違いがあるのでしょうか。

事務局 申請書の中に売買価格が書いてありまして、それを単純に割って出した数字でございます。土地価格の違いまでは分かりません。

会 長 ほかに、質問等はありませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 及び 2 については、可決されました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第 4、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の承認について」を議題といたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定により、井上委員を除斥いたします。

〔 井上清澄委員 除斥 〕

会 長 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について説明をさせていただきます。1 ページをご覧ください。今回は桜江町の小田と大貫、それから江津におきましては、波積北と後地です。全部新規で 30,746 ㎡が利用集積計画であっております。次に 2 ページをご覧ください。1 番、波積町北 434 番、田で 955 ㎡ございます。利用権を設定する者は●●●●、利用権の設定を受ける者が●●●●。苅栽培で 10 年の使用貸借となっております。2 番目が桜江町小田 358 番 1 と 358 番 2、田と畑が全部で 914 ㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●さん、受ける者が●●●●です。田で 3 年の賃貸借となっております。3 番目が桜江町大貫 347 番 3、田で 1,995 ㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●さん、受ける者が●●●●です。田で 3 年の使用貸借となっております。次に 3 ページをご覧ください。4 番目が桜江町大貫 450 番 7、田で 1,400 ㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●。田で 3 年の使用貸借となっております。5 番目が桜江町大貫 388 番 4、田で 1,706 ㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●。田で 3 年の使用貸借となっております。6 番目が桜江町大貫 381 番 1 と 382 番 1、田が 2 筆で 7,021 ㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●です。田で 3 年の使用貸借となっております。次に 4 ページをご覧ください。7 番目が桜江町大貫 347 番 4、田で 3,700 ㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●。田で 3 年の使用貸借となっております。8 番目が桜江町大貫 331 番 3、331 番 4、331 番 5、全部で 3 筆ありまして、田で 3,359 ㎡ござい

ます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●です。田で3年の使用貸借となっております。9番目が桜江町大貫443番5、田で1,905㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●です。田で3年の●●●●円、賃貸借となっております。次に5ページをご覧ください。10番目が桜江町大貫443番6、田で1,623㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●です。田で3年の●●●●円、賃貸借となっております。11番目が桜江町大貫450番6、田で1,862㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●です。田で3年の●●●●円、賃貸借となっております。12番目が桜江町大貫268番3、畑で1,786㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が公益財団法人しまね農業振興公社です。畑で10年2ヶ月の1,500円、賃貸借となっております。次に6ページをご覧ください。13番目が後地町2173番、畑で2,520㎡の内2,060㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が株式会社●●●●です。施設栽培ということで5年の2,500円、賃貸借となっております。14番目が後地町2173番、畑で2,520㎡の内460㎡ございます。利用権を設定する者が●●●●、受ける者が●●●●。施設栽培で5年の●●●●、賃貸借となっております。以上でございます。

会 長     ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定める事について、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

18番委員   6ページの●●●●ですが、前の所で●●●●の畑を任意解約されているのに、又ここで借り入れをされていますが、これはどういう事でしょうか。

事務局長   ●●●●土地ですが、全体で2,520㎡ございます。その内の約400㎡に現在、荻田さんのパイプハウスが建っております。基本的には、そのパイプハウスと土地を含めて農業をするという予定でしたが、体調を崩されて出来なくなるという事もありまして、パイプハウスの中だけをしたいという話がありました。その後に、今回出ました株式会社●●●●が、水耕栽培でパクチーという食物の栽培をしたいという話がありまして、是非その今使われていない土地を使いたいという話になりまして、そのような話の中で●●●●のパイプハウス分の面積を残して、それ以外の所を株式会社GPAが借りるという事にな

りました。そのような関係で、手法として18条で任意解約をして、新たに二人に貸し付けをするという経緯でございます。

18番委員 では、最初は●●●●が2,520㎡全部を借りていたという事ですか。

事務局長 はい、そうです。

18番委員 それで、その内のハウスの部分だけを引き続いて、残りを株式会社GPAがされるという事ですね。

事務局長 そうです。それと、●●●●は、以前は浅利町で生活されていたのですが、桜江町の方に変わりました。近い内にパイプハウスも桜江町の方に移されるようになると思います。そうした時には、又解約をして株式会社●●●●が新たに借りるという形になるかと思っております。

18番委員 わかりました。

14番委員 私は浅利町に住んでいますが、この株式会社●●●●の実態を知りません。代表者は誰ですか。

事務局長 株式会社●●●●につきましては、浅利町にあります●●●●の所になります。昨年に江津ビジネスコンテストでシェアハウス、民泊等をするという事で来られた方で、現在そこでシェアハウスをしておられるのですが、農業部門もしたいという事でパクチャーをしたいと。それで現在、浅利町の●●●●を拠点としておられます。

14番委員 わかりました。

2番委員 使用貸借で●●●●が出てきておられますが、この方は●●●●になりますので、ここは●●●●出来ないのですか。個人的な加入ということですか。

事務局長 ●●●●は今、受託しか受けれないという事もありますので、●●●●としては受けられません。基本的には●●●●が個人的に借りて頂いて、●●●●から●●●●の方に作業受託を出すという事になります。3年間という短い期間ですがされるということです。

2番委員 前は●●●●と言う名前が出てきておられて、松川町の方でこういう手法を使われておられました。将来的に●●●●が受けるようなら、●●●●が受ける手法を整えてされた方が良いのでは。

事務局長 ●●●●につきましても回収でございますので、定価の事もあります。それは今後の課題にしたいと思います。

2 番委員 考えて頂ければ良いかと思います。

会 長 ほかに、質問等はありませんか。

12 番委員 私から二点あります。一つは 2 ページの 2 番の●●●●の関係です。これは賃貸借ですが、値段が出ていないので教えて頂きたいという事と、事務局にお願いですが、今の議題の説明についてある程度背景がある事、それと関連があることは一括して説明して頂かないと、今のように質問が出て初めて説明されていますが、そのような説明は議題として出される時に既に話をして頂きたいと思います。これは要望です。以上です。

事務局 賃貸借の値段の件ですが、確認しましたら●●●●ですので、よろしくお願いいたします。

会 長 ほかに、質問等はありませんか。

9 番委員 6 ページの施設栽培で 5 年という事で、又新たに契約が出るという事ですが、いつまでにパイプハウスを解くという話はないのですか。

事務局長 一応、5 年となっておりますが、実際には先に生活を桜江町に変わっておりますので、出来れば年度内には移したいという事です。ですので、その後に利用権設定が出てくると思います。

9 番委員 パイプハウスを移すより、新品を買った方がすぐに付くと思いますが。

事務局長 家の方たちと皆で抜いて持って行くようです。業者に頼むとかでは無いようです。

会 長 ほかに、質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。この件について、承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。井上委員の除斥を解除します。

〔 井上清澄委員 除斥解除 〕

会 長 日程第 5、その他については総会終了後に行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 10 回江

津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、2月20日、月曜日、午前9時30分から予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前10時30分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員